

下地島空港旅客に向けたコンテンツ創出委託業務 仕様書

1 業務名

本委託業務は、下地島空港旅客に向けたコンテンツ創出委託業務（以下「本業務」という。）という。

2 目的

下地島空港国際線等旅客ターミナル施設は、平成 31 年 3 月より国内 LCC が就航するとともに、今後、国際線就航も予定されており、宮古島市（以下「本市」という。）における観光・ビジネス等の新たな玄関口として、さらなる旅客数の増加が期待されている。

本業務は、本市が有する地域資源の磨き上げを通じて下地島空港を拠点としたコンテンツを創出し、同空港を利用する旅客等に対し発信・提供することで、地域活性化に資することを目的として実施した平成 30 年度事業の成果を踏まえながら、同コンテンツ等のさらなる改善・強化を図るものである。

3 業務期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 2 日（月）まで

4 提出書類

受託者は、本業務の契約時、着手時、完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者等の通知届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届（納品書を含む）
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (7) その他、委託者が指示する書類

5 業務内容

- ① 下地島空港開業前後における観光客動向等の調査に関する業務
 - 1) 下地島空港開業後における観光客動態に関する調査

- ✓ 航空路線ごとの利用客層、利用目的、滞在期間等について調査・検証を行う。
- ✓ スマートフォンや携帯アプリケーションなどから取得できる GPS データ等を用いて滞在状況等を把握し、平成 30 年度調査結果との比較を行う。
- ✓ 本市の観光団体やインバウンド受入企業等関係者等へ下地島空港開業後の観光客動向についてヒアリング等により現状を調査する。

②平成 30 年度に策定したモデルルートの改善・強化に関する業務

1) モニターツアーの実施

- ✓ 平成 30 年度に策定したモデルルートについてモニターツアーを実施する。
- ✓ 実施にあたっては各ルートの観光施設、事業者等との調整を十分に行うこと。
- ✓ モニターは国内および沖縄への来訪が多いアジア地域の海外モニターを中心とする。その他の地域とする場合には、市と協議するものとする。
- ✓ モニターツアーの募集にあたっては、対象者ごとに着実にリーチできるプロモーションを行うこと。
- ✓ 体験モニターへアンケートを実施する。アンケートの内容については市と協議のうえ決定すること。
- ✓ スポットへのアクセス方法等、交通手段についての項目を設けること。

2) モデルルートの改善・強化

- ✓ アンケート結果を検証し、改善点の洗い出しを行い、モデルルート案に反映すること。
- ✓ 改善・強化にあたっては、①-1) で得られた情報を基にターゲット設定の見直しやルートの組み替え、新たなスポットの追加等、柔軟に対応すること。
- ✓ 短時間で体験できるマリンレジャー等、体験型商品を新たなスポットとして組み入れられないか検討すること。
- ✓ 下地島空港⇄宮古空港間のトランジットを想定した両空港発着のモデルルート案について検討すること。

③創出コンテンツ・モデルルートの事業展開に関する業務

1) モデルルートの周遊マップ作成、WEB 媒体等による情報発信

- ✓ モデルルートの周遊マップを作成する。作成にあたっては、外国人観光客に対応するため外国語版も作成すること。
- ✓ 周遊マップには交通アクセス等に関する情報も掲載すること。
- ✓ 周遊マップの作成および配布方法（紙媒体 or WEB 媒体）など、配布計画を提示すること。
- ✓ 旅行商品へのモデルルートの組み入れや WEB 媒体等（インスタグラム等 SNS 含む）による効果的な情報発信について提案、実施すること。また、外国人誘客にも対応したのものとすること。

2) 観光商品として維持・改善していくための体制構築の検討

- ✓ 創出コンテンツ・モデルルートの継続的な提供に向けて、管理や見直しを行う体制の構築について検討すること。
- ✓ 着地型観光先進地等の取り組み事例を参考に、本市において実現可能な体制のあり方を検討すること。
- ✓ 体制構築にあたっては、地元の商工団体や観光事業者等との意見交換・集約を行うものとする。

④業務執行における市との協議

- ✓ 業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。
- ✓ 協議は宮古島市において行い、業務期間内3回以上を基本とする（受託者の協議への参加人数は原則2名以内とする）。

⑤報告書の作成

- ✓ 業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

⑥その他の追加提案

- ✓ 仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案すること。

6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は宮古島市の帰属とする。

7 納入場所

宮古島市 企画政策部 企画調整課

8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。

- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。